

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	926	14.8	主事・技師 主任 計	921 5 926	1,980	31.7	主事・技師・主任
2級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務 2 警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務	929	14.9	主事・技師 主事（再任用） 主任 その他 計	878 1 47 3 929			
3級	1 主任主査の職務 2 主査又は技術主査の職務 3 警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務 5 中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	921	14.7	主事・技師 主任 主任主査・企画員 主査・技術主査 主査・技術主査（再任用） 係長 その他 計	32 93 49 499 192 54 2 796			
4級	1 主幹又は技術主幹の職務 2 困難な業務を行う主任主査の職務 3 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1,490	23.9	主任主査・企画員・副主任指導員 主任主査・専門検査員（再任用） 主査・技術主査 係長 係長（再任用） 計	630 16 173 100 2 921			
5級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長補佐、室長補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の次長又は技術次長の職務 3 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 4 市警察部の課長補佐の職務 5 警察署の課長の職務 6 高等学校又は特別支援学校の事務室長の職務	1,261	20.2	主任主査・企画員・副主任指導員 技術主幹（再任用） 計 課長補佐・室長補佐・技術補佐・隊長補佐・所長補佐・上席専門検査員・主任専門検査員・副監査専門監・上席指導員・所長代理 課長補佐（再任用） 地方機関の次長・技術次長・副校長 地方機関の次長・技術次長（再任用） 主幹・技術主幹・主任指導員 警察署の課長・課長代理 心理専門官・健康管理専門官・交通事故分析官 計	567 2 569 437 571 5 207 31 3 1,261	1,830	29.3	課長補佐級
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 地方機関の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の専門監の職務 4 地方機関の専門監の職務 5 警察本部又は市警察部の課長の職務	381	6.1	地方機関の長 └ 県税事務所地域事務所，児童相談所支所等 専門監 副参事・技術副参事・総括専門検査員 地方機関の部長 地方機関の技術副所長 警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の所長（再任用） 少年相談指導官，交通管制官，情報管理調査官 計	3 46 318 8 2 1 3 381	585	9.4	課長級
7級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務	204	3.3	課長・室長 地方機関の長 └ 県税事務所，児童相談所，高等技術専門校，大阪事務所，土木事務所地域事務所等 地方機関の副所長・副校長 └ 仙台中央県税事務所，東京事務所，保健福祉事務所，土木事務所等 地方機関の部長 └ 地方振興事務所，仙台土木事務所等 専門監 警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の室長・所長 教養調査官，会計官，施設調査官，相談調査官 施設調査官（再任用） 副参事 副参事（再任用） 計	86 46 24 36 2 3 4 1 1 1 204			
8級	1 本庁又は委員会等の事務局の次長（教育次長含む。）の職務 2 特に困難な業務を行う地方機関の長の職務	98	1.6	本庁又は委員会等の事務局の次長 地方機関の長 └ 仙台中央県税事務所，保健福祉事務所，土木事務所，総合教育センター 地方機関の副所長・副館長 └ 地方振興事務所，産業技術総合センター，仙台土木事務所，美術館，図書館，東北歴史博物館 危機管理監 参事・技術参事 計	28 14 20 1 35 98			

9級	1 本庁の部長又は局長の職務 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局の長の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の長の職務	29	0.5	本庁の部長	7	30	0.5	部長級
				オリンピック・パラリンピック大会推進局長	1			
				国際経済・観光局長	1			
				事務局長	4			
				会計管理者	1			
				地方機関の長 └ 公務研修所, 東京事務所, 地方振興事務所, 仙台土木事務所	10			
				理事・教育監	5			
				計	29			
10級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務で人事委員会が認めるもの	1	0.0	本庁の部長	1			
				計	1			
合 計		6,240	100					

公安職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	巡査の行う職務	326	8.4	係	326	1,470	37.9	係員級	
				計	326				
2級	1 巡査長の行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	725	18.7	巡査長	355				
				係	370				
				計	725				
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	832	21.5	巡査長	400				
				係	18				
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長・班長	1				
				計	419				
				主任	315				
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長・班長	95				
				その他	3				
				計	413				
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務	1,079	27.8	巡査長	36	1,045	26.9	主任級	
				主任	382				
				主任(再任用)	13				
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長・班長	198				
				交番その他の派出所又は駐在所の副所長(再任用)	2				
				その他	1				
				計	632				
				係長	374				
				係長(再任用)	5				
				警察署の課長	8				
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長	52				
				交番その他の派出所又は駐在所の所長(再任用)	8				
				計	447				
5級	1 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 市警察部の課長補佐の職務 3 警察署の課長の職務 4 困難な業務を行う係長の職務	639	16.5	係長	366	951	24.5	係長級	
				係長(再任用)	53				
				警察署の課長	21				
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長	61				
				交番その他の派出所又は駐在所の所長・副所長(再任用)	1				
				その他	2				
				計	504				
				課長補佐・隊長補佐	34				
				課長補佐(再任用)	2				
				警察署の課長	86				
				検視官	4				
				交通事故鑑識官	1				
				分駐隊長	1				
				警察学校の科長	1				
				交番その他の派出所又は駐在所の所長	2				
				警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の隊長・所長	1				
				その他	3				
				計	135				
6級	1 困難な業務を行う警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 困難な業務を行う市警察部の課長補佐の職務 3 困難な業務を行う警察署の課長の職務	157	4.0	課長補佐・隊長補佐	47	292	7.5	課長補佐級	
				課長補佐・隊長補佐(再任用)	8				
				警察署の課長	53				
				警察署の課長代理(再任用)	1				
				次長	20				
				副隊長	5				
				秘書官、職務倫理教養官、術科指導官、少年事件指導官、通信指令官、検視官、組織窃盗対策官、被害者連絡調整官、総合情報分析官	9				
				留置管理指導官、検視官、告訴事件指導官、交通事故分析官(再任用)	4				
				警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の隊長・所長	5				
				分駐隊長	1				
				警察学校の科長	2				
				その他	2				
				計	157				

7級	1 警察本部又は市警察部の課長の職務 2 警察署の長の職務	36	0.9	会計調査官, 人事調査官, 採用調査官, 犯罪抑止対策官, 人身安全対策官, 経済 調査官, 警ら指導官, 刑事指導官, 総括 検視官, 広域捜査官, 特別捜査指導官, 盗犯捜査指導官, 暴力団対策指導官, 銃 器薬物捜査指導官, 交通事故事件捜査指 導官, 交通聴聞官, 警備指導官	17	99	2.6	課長級
				管理官	1			
				警察組織規則第3条第4項に掲げる組織 の室長	2			
				副署長	6			
				刑事官	8			
その他	2							
	計	36						
8級	1 困難な業務を行う警察本部又は市警察 部の課長の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務	63	1.6	課長・隊長	22			
				署長	14			
				上席監察官・監察官	9			
				企画官	2			
				副校長	1			
				警察組織規則第3条第4項に掲げる組織 の隊長・室長	3			
				副署長	11			
				その他	1			
	計	63						
9級	1 警察本部又は市警察部の部長の職務 2 特に規模の大きい警察署の長の職務	24	0.6	署長	10	24	0.6	部長級
				組織犯罪対策局長	1			
				サイバーセキュリティ統括官	1			
				参事官	12			
	計	24						
合 計		3,881	100					

教育職給料表（一）

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	196	4.2	実習助手	136	196	4.2	講師級
				実習助手（再任用）	11			
				寄宿舎指導員	46			
				寄宿舎指導員（再任用）	3			
				計	196			
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務	4,087	88.2	教諭	3,582	4,087	88.2	教諭級
				教諭（再任用）	203			
				養護教諭	131			
				栄養教諭	13			
				実習助手	123			
				寄宿舎指導員	35			
計	4,087							
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務	133	2.9	主幹教諭	133	133	2.9	主幹教諭級
				計	133			
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	129	2.8	教頭	119	129	2.8	教頭級
				副校長	10			
				計	129			
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	88	1.9	校長	88	88	1.9	校長級
				計	88			
合計		4,633	100					

教育職給料表（二）

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校、小学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	0	0.0			0	0.0	講師級
				計	0			
2級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	5,782	84.7	教諭	5,029	5,782	84.7	教諭級
				教諭（再任用）	303			
				養護教諭	365			
				養護教諭（再任用）	9			
				栄養教諭	64			
				栄養教諭（再任用）	1			
				主幹・主任主査・主査（教育事務所）	11			
計	5,782							
特2級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	253	3.7	主幹教諭	250	253	3.7	主幹教諭級
				主幹（教育事務所）	3			
				計	253			
3級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	409	6.0	教頭	397	409	6.0	教頭級
				副校長	3			
				地方機関の次長（教育事務所）	9			
				計	409			
4級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	385	5.6	校長	376	385	5.6	校長級
				副参事（教育事務所）	9			
				計	385			
合計		6,829	100					

研究職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階								
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階						
1 級	1 技師の職務 2 警察本部の主任の職務	60	19.5	技師	56	90	29.3	技師・主任						
				技師（再任用）	1									
				主任	3									
			計	60										
2 級	1 副主任研究員の職務 2 研究員の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う技師の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う警察本部の主任の職務	60	19.5	技師	26	80	26.1	係長級						
				技師（再任用）	3									
				主任	1									
				計	30									
			研究員	21										
			研究員（再任用）	8										
			副主任研究員	1										
			計	30										
3 級	1 総括研究員の職務 2 上席主任研究員の職務 3 主任研究員の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う副主任研究員の職務 5 警察本部の上席研究官の職務 6 警察本部の研究官の職務	144	46.9	副主任研究員	22	82	26.7	課長補佐級						
				副主任研究員（再任用）	5									
				研究員	23									
				計	50									
										上席主任研究員	35			
										上席主任研究員（再任用）	2			
										地方機関の次長	3			
										研究官	1			
										科長	1			
										主任研究員	40			
			計	82										
			総括研究員	12										
			計	12										
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関等の部長の職務 3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う総括研究員の職務 4 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う警察本部の上席研究官の職務	35	11.4	試験研究機関の長	6	47	15.3	課長級						
				└ 水産試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、多賀城跡調査研究所、科学捜査研究所										
				試験研究機関の副所長、副場長	4									
				└ 保健環境センター、農業・園芸総合研究所、水産技術総合センター、古川農業試験場										
				試験研究機関の部長	19									
				└ 保健環境センター、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、										
				試験研究機関の技術副所長	1									
総括研究員	5													
			計	35										
5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 困難な研究を行う試験研究機関の長の職務	8	2.6	試験研究機関の長	4	8	2.6	次長級						
				└ 保健環境センター、水産技術総合センター、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場										
				試験研究機関の副所長、副館長	3									
				└ 産業技術総合センター、東北歴史博物館、宮城県美術館										
			研究連携推進監	1										
			計	8										
					0	0.0	部長級							
			計	0										
	合計	307	100											

医療職給料表（一）

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	8	38.1	技師	8			
				計	8			
2級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術補佐の職務	3	14.3	技師	1	9	42.9	技師
				計	1			
				技術主査	1			
				主任主査	1	2	9.5	係長級
				計	2			
3級	1 地方機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術補佐の職務	5	23.8	地方機関の技術次長	1	1	4.8	課長補佐級
				計	1			
				保健医療監	1			
				地方機関の長 └ 精神保健福祉センター	1	4	19.0	課長級
				技術副参事	2			
				計	4			
4級	1 規模の大きい地方機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	5	23.8	次長	1	5	23.8	次長級
				技術参事	4			
				計	5			
合計		21	100					

医療職給料表（二）

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「栄養士等」という。）の職務	0	0.0					
				計	0			
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等の職務	46	16.7	技師	46	72	26.1	技師
				計	46			
3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 3 特に困難な業務を行う栄養士等の職務	52	18.8	技師	24			
				技師（再任用）	2			
				計	26			
				技術主査	8			
				技術主査（再任用）	18			
				計	26			
4級	1 主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	37	13.4	技術主査	35	127	46.0	係長級
				主任主査（再任用）	2			
				計	37			
5級	1 本庁の技術補佐の職務 2 地方機関の技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う主任主査の職務	119	43.1	主任主査	29			
				技術主査	35			
				計	64			
				地方機関の次長	4	55	19.9	課長補佐級
				地方機関の技術次長	25			
				地方機関の技術次長（再任用）	2			
				技術主幹	24			
				計	55			
6級	1 地方機関の長の職務 2 地方機関の技術副所長の職務 3 地方機関の部長の職務 4 地方機関の専門監の職務	16	5.8	保健福祉事務所の支所長	1	22	8.0	課長級
				保健福祉事務所の技術副所長	7			
				地方振興事務所の部長	1			
				技術副参事	7			
				計	16			
7級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	6	2.2	地方機関の長 └ 食肉衛生検査所、動物愛護センター、 家畜保健衛生所	6			
				計	6			
合計		276	100					

医療職給料表（三）

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0					
				計	0			
2級	保健師又は看護師の職務	28	28.3	技師	28	45	45.5	技師
				計	28			
3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務	19	19.2	技師	17			
				計	17			
				技術主査（再任用）	2			
				計	2			
4級	1 主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	10	10.1	技術主査	10	27	27.3	係長級
				計	10			
5級	1 本庁の技術補佐の職務 2 地方機関の技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う主任主査の職務	39	39.4	主任主査	11			
				技術主査	4			
				計	15			
				技術次長	18			
				技術主幹	6	24	24.2	課長補佐級
				計	24			
6級	地方機関の技術副所長の職務	3	3.0	技術副参事	2	3	3.0	課長級
				支所長	1			
				計	3			
合計		99	100					



技能職等給料表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務	4	2.1	技師	4	106	56.1	技師等
				計	4			
2級	技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務	11	5.8	技師	11	106	56.1	技師等
				計	11			
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務	47	24.9	技師	9	106	56.1	技師等
				主事・技師（再任用）	37			
				技師（主任，再任用）	1			
				計	47			
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務	44	23.3	主事・技師	44	106	56.1	技師等
				計	44			
5級	1 巡視長の職務 2 技師（運転技術主任）、技師（巡視主任）等の職務	83	43.9	主事・技師（主任）	83	83	43.9	技師等（主任）
				計	83			
合計		189	100					

特定任期付職員の給料表

号俵	標準的な場合	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号俵	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0		0			
2号俵	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	1	50.0	主幹	1	1	50.0	課長補佐級
				計	1			
3号俵	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0			
4号俵	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0			
5号俵	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0			
6号俵	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	50.0	地方機関の長 └ 産業技術総合センター	1	1	50.0	部長級
				計	1			
7号俵	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0		0			
合計		2	100					